

くらしの安心情報

情報ファイル NO.47

平成20年9月10日

電話で「医療費を還付するので、ATMに行って携帯電話で連絡するように」といわれ、出かけたが、不審！

相談内容 【相談者 60才代 男性】

県庁職員を名乗る人から電話があり、「医療費を還付するので、ショッピングセンターの^{*}ATMに行って、着いたら携帯電話で連絡ください。」と言われました。指示どおりATMに出向き、フリーダイヤルに電話をすると、操作の手順を誘導されました。途中で不審に思い被害には至りませんでした。私が騙されるなんて！

対処方法

* ATMとは現金自動預け払い機

事例は、「振り込め詐欺」の一つ「還付金等詐欺」です。自治体職員や税務職員を騙り、医療費や税金の還付に必要な手続きを装って、ATMを操作させ、現金を騙し取る手口です。

- ・公的な還付金がATMで返金されることは絶対ありません。
- ・「携帯電話」を持って「ATMへ行け」と言われたら、還付金等詐欺とされます。
- ・相手の電話番号を鵜呑みにせず、いったん電話を切って、電話帳などで確認して、事実かどうか関係機関に問い合わせましょう。
- ・「振り込め詐欺」には、他に「架空請求」「オレオレ詐欺」「融資保証金詐欺」があります。「振り込め」と言われても、慌てて振り込まないで、必ず家族などに確認しましょう。
- ・何かおかしい、不審だと感じたら、警察や消費生活センターに相談してください。
- ・万一、被害に遭ってしまった場合は、すぐに、警察と金融機関に連絡しましょう。

私の言うとおりに、機械を操作してくださいね。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

